

書 評

『交通事故における医療費・施術費問題(第3版)』

江口保夫・江口美穂子・古笛恵子 共著

交通事故における被害者の医療費・施術費の問題は、迅速な救済が要求される被害者に対して、必要かつ十分な治療を受ける環境を確保することと、それに要する費用の額が公正でかつ合理的であるという、理論的にも実務的にも容易には解決できない問題である。そしてこれは、古くは新しい課題であり、新たに検

討すべき問題点が医療技術の進歩や規制緩和などの流れの中で生じてきている。国民皆保険制度の下で、医療機関による診療報酬は医科診療報酬保険点制度によってコントロールされており、交通事故による傷病もこの保険制度の対象である。しかし、自動車事故に健康

の誤解(悪意的といつてもよいかもしれない)により、交通事故は健康保険の適用外の自由診療であり、保険点数制度には拘束されないと判断する医師が存在し、健康保険適

主要論点を整理、問題点理解に最適

用可否とその診療報酬額をめぐる争いが多く生じていた。

健康保険適用については、下級審裁判例(大阪地判昭和60年6月28日交民集18巻3号927頁)によって、健康保険診療拒否の違法性が認められるところとなり、診療報酬額については、同じく下級審裁判例ではあるが

療類似行為による施術費用があり、施術の必要性、相当性として合理性が争われる事案が多数あると同時に、マスコミによって不正請求が刑事事件へと発展したケースなどが取り上げられ、その

多くの裁判を担当し、自賠責保険審議会をはじめとし、国の各種委員会等を務める古笛恵子弁護士が加わり、消費者契約法などの法令や判例として学説の状況などがアップデートされ、内容の

Iでは、交通事故をめぐる医療費の法的関係について解説が加えられている。特に交通事故被害者の医療費については、加害者と被害者の損害賠償責任関係に加え、さらに治療主体としての医療

Iでは、交通事故をめぐる医療費の問題が取り上げられている。そして、健康保険をめぐるとして、健康保険一括払いと人身傷害保険一括払いの問題点にも触れている。

IIでは、自由診療および健康保険診療の報酬について解説が加えられているが、特に平成元年10円判決を取り上げ、そこから派生する論点に検討が加えられている。

IIでは、自由診療および健康保険診療の報酬について解説が加えられているが、特に平成元年10円判決を取り上げ、そこから派生する論点に検討が加えられている。

IIIでは、加害者が負担すべき医療費の範囲としての医療費の問題が取り上げられている。そして、健康保険をめぐるとして、健康保険一括払いと人身傷害保険一括払いの問題点にも触れている。

IIIでは、加害者が負担すべき医療費の範囲としての医療費の問題が取り上げられている。そして、健康保険をめぐるとして、健康保険一括払いと人身傷害保険一括払いの問題点にも触れている。

IVでは、平成元年10円判決以後の下級審裁判例の判旨を取り上げ、若干のコメントが付されている。特に、平成23年

IVでは、平成元年10円判決以後の下級審裁判例の判旨を取り上げ、若干のコメントが付されている。特に、平成23年

Vでは、高額医療に関する学説の状況を、平成元年10円判決前およびそれ以降、そして平成23年および平成25年の10円判決以降に分類して紹介している。

Vでは、高額医療に関する学説の状況を、平成元年10円判決前およびそれ以降、そして平成23年および平成25年の10円判決以降に分類して紹介している。

VI、VIIでは、近時注目を集めている医療類似行為、特に柔道整復師による施術に関する問題点について検討を加えている。VIIでは施術費に関する3人の裁判官の講演要旨が引用され、論点の明確化が図られている。

VI、VIIでは、近時注目を集めている医療類似行為、特に柔道整復師による施術に関する問題点について検討を加えている。VIIでは施術費に関する3人の裁判官の講演要旨が引用され、論点の明確化が図られている。

VIIIでは、施術費に関する下級審裁判例の判旨を引用するとともに、コメントが付されている。

VIIIでは、施術費に関する下級審裁判例の判旨を引用するとともに、コメントが付されている。

このように本書は、交通事故における医療費・施術費問題についてその概要を紹介するとともに、下級審裁判例や学説などの状況もきちんとフォローしており、交通事故関係の弁護士に限らず、保険会社や病院関係者にとっても問題を的確に理解するための絶好の書物となると思われる。

このように本書は、交通事故における医療費・施術費問題についてその概要を紹介するとともに、下級審裁判例や学説などの状況もきちんとフォローしており、交通事故関係の弁護士に限らず、保険会社や病院関係者にとっても問題を的確に理解するための絶好の書物となると思われる。

(B5判)244ページ、保険毎日新聞社刊、19年5月発行、本体価格3600円(税)



問題点が指摘されているところである。本書は、このような交通事故における医療費・施術費問題につき、その主な論点を取り上げ、関連する重要な資料を引用するとともに、判例を参照の上で詳細な説明を加えるものである。これまでも定評のあった江口保夫、江口美穂子両弁護士の手による第二版の改訂に際し、交通事故関係で

問題点が指摘されているところである。本書の構成は、I医療費をめぐる法的関係、II診療契約による報酬、III損害賠償の対象となる医療費、IV医療費に関する裁判例、V高額診療に関する学説、VI医行為と医療類似行為、VII損害賠償の対象となる施術費、VIII施術費に関する学説、IX施術費に関する学説、そして巻末の資料からなる。

機関、被保険者と保険者が関与する複雑な形態となる。さらに、自賠責保険固有の直接請求権や自賠責保険と任意保険の2階建て構造から生じる一括払いの問題がある。IIでは、自由診療および健康保険診療の報酬について解説が加えられているが、特に平成元年10円判決を取り上げ、そこから派生する論点に検討が加えられている。IIIでは、加害者が負担すべき医療費の範囲としての医療費の問題が取り上げられている。そして、健康保険をめぐるとして、健康保険一括払いと人身傷害保険一括払いの問題点にも触れている。IVでは、平成元年10円判決以後の下級審裁判例の判旨を取り上げ、若干のコメントが付されている。特に、平成23年